

特記仕様書

I 工事概要

- 1 工事名 庭野公務員宿舎 8 号 9 号等解体撤去等工事
- 2 工事場所 愛知県新城市庭野字東萩野49-18外
- 3 解体工事概要 別紙内訳書のとおり

II 解体工事仕様

1 共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）」（以下「解体共通仕様書」という。）による。

2 特記仕様

特記事項に記載の（○.○.○）は解体共通仕様書の該当項目を示す。

(1) 一般共通事項

施工条件

官公署その他への届出手続等：工事の着手後、施工、完成にあたり、関係官公署その他への必要な手続を行うこととし、その費用は受注者の負担とする。

建設リサイクル法による分別解体計画に関する届出（通知）については、施工計画に基づき通知書を作成し、監督職員に提出する。 (1. 1. 3)

工事实績情報の登録	：適用する	(1. 1. 4)
実施工程表	：適用する	(1. 2. 1)
施工計画書	：適用する	(1. 2. 2)
工事の記録	：適用する	(1. 2. 3)
施工管理	：適用する	(1. 3. 1)
施工中の安全確保	：適用する	(1. 3. 6)
施工中の環境保全等	：適用する	(1. 3. 9)
施行数量調査	：行わない	(1. 5. 2)

(2) 仮設工事

騒音、粉じん、足場等

騒音・粉じん等の対策：設ける (2. 2. 1)

監督職員事務所：設けない (2. 3. 1)

工事用水及び電力：利用できない

(3) 解体施工

埋設物及び埋設配管：給水管、排水管等は全て撤去する (3. 12. 1)

埋戻し及び盛土：整地を行う (3. 13. 1)

市道はアスファルト舗装

解体後の困障：杭とロープによる侵入防止措置

(4) 建設廃棄物の処理

再資源化等：任意施設（要監督職員承諾） (4. 4. 1)

最終処分：任意処分場（要監督職員承諾） (4. 4. 3)

3 その他

境界標の保全に努めること。なお、境界標を損傷・傾斜等した場合は、受注者の経費負

担により測量、境界標の埋設等を発注者の指示に基づき実施すること。

Ⅲ 建築工事仕様

1 共通仕様

国土交通省官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成31年版）（以下「改修仕様書」という。）」及び「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成31年版）（以下「建築工事仕様書」という。）」による。

2 特記仕様

(1) 一般共通事項

官公署その他への届出手続等：工事の着手、完成にあたり、関係官公署その他への必要な手続を行うこととし、その費用は受注者の負担とする。

建設リサイクル法による分別解体計画に関する届出（通知）については、施工計画に基づき通知書を作成し、監督職員に提出する。

実施工程表等：上記Ⅱ（1）の実施工程表、施工計画書、工事の記録等の作成と同じ。

(2) 雨樋改修

改修仕様書3章8節による。

(3) 雨水排水工事

建築工事仕様書21章による。

その他

不明な点については、監督職員と協議する。